

令和 6 年度第 6 回

南国市農業委員会議事録

令和 6 年 9 月 9 日（月）

会長	ただいまから第6回定例総会を始めます。議案第1号、農地法第3条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和6年9月9日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数8件。申請受理面積、田 5,815.00 m²、畑 372.12 m²、計 6,187.12 m²。まず初めに受付番号55号は鈴木副会長が代理申請人となっておりますので、先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (鈴木副会長 退室) 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。受付番号55号です。譲受人は63歳。申請地は、東崎の田 1,087 m²、売買による所有権移転です。譲渡人から売買の話があり、自作地の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は33年です。農作業には、本人と妻と子が従事します。取得後もこれまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。55号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (鈴木副会長 入室) 次に受付番号59号は田岡委員が代理申請人となっておりますので、先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	受付番号59号です。譲受人は47歳。申請地は、小籠の田3筆で、計 984 m²、県外に居住する譲渡人からの要望で、贈与による所有権移転です。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、機械を所有しておりませんので、田植えや刈り取りなどは作業委託します。農作業には、農作業経験の長い父に教えを受けながら、本人と妻が従事します。取得後は、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。59号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。

清岡次長	(田岡委員 入室) 事務局、残りの説明をお願いします。 受付番号53号です。申請地は、金地の田畑2筆で計729㎡、贈与による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自作地に近く、耕作するのに便利であり、規模拡大するため取得します。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、その要件を確認します。本日、配付しています当日配付資料で説明いたしますので、こちらをご覧ください。要件は4つあります。資料の上半分に、4つの要件を示しておりますが、これを譲受人について、下半分で見ていきます。まず、1の法人形態要件ですが、譲受人は特例有限会社です。特例有限会社とは何かといいますと、会社法が平成18年5月に施行されましたが、それによって有限会社は株式会社へ統合されました。その際、譲受人のような既存の有限会社は、有限会社の名称のまま株式会社として存続できることになりました。名称は有限会社ですが、法人形態は株式会社、というのが特例有限会社で、譲受人はこれにあたりますので、1の要件を満たしています。次に、2の事業要件です。自ら生産した農産物の売上げが全体の売上の100%で、過半となっているため、要件を満たしています。次に、3の議決権要件です。農業関係者が総議決権の100%を占めており、過半となっているため、要件を満たしています。最後に4の役員要件です。役員というのは取締役になります。その取締役の過半が農業に常時従事している構成員つまり株主でないと要件を満たさないことになります。こちらについても、過半が常時従事している株主になっておりますので、要件を満たしています。以上のことから、譲受人は、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。要件の説明については以上です。譲受人の経営農地は、全て耕作または管理されており、また、譲受人はトラクターなども所有しています。取得後はニラを栽培し、地域の防除基準に従うため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。53号については以上です。 受付番号54号です。譲受人は76歳。申請地は、植田の畑、2筆で計317.12㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自宅の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。農作業歴は、父母の手伝いをしてきており、20年です。機械は所有していないため、必要のない規模で耕作し、農作業には本人が従事します。取得後は、玉ねぎ、オクラ、ピーマン、柿を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。54号については以上です。 受付番号56号と57号は譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は49歳。申請地は、植野の田、2筆で計1,996㎡、売買による所有権移転です。実家の隣で母と耕作をするのにも便利のため取得します。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。機械は所有していないため、必要のない規模で耕作し、農作業には本人と夫と母が従事します。取得後は野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。56号、57号については以上です。 議案書6ページ、受付番号58号です。譲受人は26歳。申請地は、立田の田3筆で、
-------------	---

会長	計 436 m²、売買による所有権移転です。自宅の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、耕耘機などを所有しています。営農経験はありませんが、農作業には、近所で営農をしている父母の指導のもと、本人と夫が従事します。取得後は、ブント、ネギ、ホウレンソウを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。58号については以上です。 受付番号60号です。譲受人は62歳。申請地は、下末松の田、638 m²、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、機械を所有していませんが、機械が必要のない規模で耕作をします。農作業には、農業経営者である子に教えを受けながら、本人が従事します。取得後は、キャベツとトウモロコシを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。60号については以上です。 なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく申し上げます。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年9月9日、南国市農業委員会会長、濱田好典、申請受理件数3件、申請受理面積、田 522.48 m²、畑 0 m²、計 522.48、事務局説明をお願いします。
穂積主査	議案第2号について説明します。受付番号3号です。議案書は8ページ、別紙位置図は2ページです。申請地は東崎の田 520 m²、農家住宅への転用です。申請地の選定理由は自作地の近くであり、農作業に都合の良い位置にあるためとのことです。農地区分は10haを超える集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用のできない農地ですが、不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当するため立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙3ページです。全体利用計画は農家住宅の設置。造成計画については40cm盛土、周囲は擁壁、土羽仕上げです。整地計画については駐車場部分と機械整備スペースはコンクリート敷き、それ以外は土のままです。進入は北側市道から。排水計画については、雨水は申請地北側の市道側溝に排水、汚水は浄化槽を経由し北側にある市道側溝に排水する計画で、市の排水同意を取得済み、地元総代より排水に差し支えない旨の意見書の提出があります。また、被害防除措置については、周辺農地から同意書をすべて取得しているため不要と判断しております。他法令については、開発許可不要であることを確認、進入計画に伴う占用

許可を取得しております。3号は以上です。

受付番号4号、5号については関連する案件なのでまとめて説明します。お手元に当日配布資料をご用意ください。位置図は当日配布資料2ページです。明見及び大桶の営農型太陽光発電施設の更新申請です。今回は令和3年10月27日に3年間の許可を得ております。申請地は議案書の通りで、転用面積は太陽光の支柱部分のことを指しております。現地の写真を3ページに載せておりますのでご覧ください。この支柱部分が農地転用の申請部分です。申請内容については、これまでの内容とほとんど同じですが、一点だけ、サカキの定植数に変更されております。これまでは明見及び大桶で150本ずつ、合計300本を植えておりましたが、今回より140本ずつとなっております。この理由は、ハダニ等の被害により駄目になったサカキを取り除くことと、サカキの植えているポットの距離を取り風通しを良くすること、日光が当たりやすく変色しやすい南側のサカキを移動させることを目的としております。以上が変更点です。次に再許可の審査項目をご説明します。当日配布資料の4ページをご覧ください。アからクが営農型太陽光の審査項目になります。皆様に審議していただきたい内容は「ウ」の項目になります。それ以外の項目は、初回の申請でチェックしているものと、書類が出ているかどうか等の項目になります。では、「ウ」の項目を解説いたします。(ア)から(エ)に該当しないことを確認する必要があります。まず、(ア)は営農が行われない場合、つまり肥培管理が適切にできているかということです。次に(イ)下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均単収と比較しておおむね2割以上の減少がないか、地域平均単収は10アールあたり60kgというデータがありますので、8割ですので48kgの単収が必要という内容になります。次の(ウ)については、荒廃農地を転用しているケースのみ審査しますので省略します。最後の(エ)は、書いてある通りになりますが、著しい品質の劣化が見られないことを確認する必要があります。まず、(ア)の適切に営農がされているかと(エ)の品質の劣化が見られないかについては、先月の現地確認に同行していただいた委員の方々及び、森林技術センターから問題ない旨の意見をいただいております。次に(イ)の単収の部分について、具体的な数字をご報告します。当日配布資料の5ページをご覧ください。こちらが前回の許可後の収量データになります。先ほどもお伝えした通り、平均単収は10アールあたり60kgですので、概ね8割をクリアするために48キロ前後の単収量が必要となります。見ていただきたいのは欄の一番下の赤色の数値です。なお、先にお伝えしておきますが収穫や販売のタイミングにより、記載の月が前後することもあります。例えば更新2年目の12月とかでしたら、11月～12月くらいに収穫したものと考えてください。更新後1年目は7.17kg、2年目が48.15kg、3年目が現時点のデータになりますが28.75kgです。票の通り、1年目は概ね8割単収を達成できていないこと、3年目の9、10月が申請のタイミング上データがないことを踏まえて検討する必要があります。次に当日配布資料の6ページをお願いします。こちらが、知見を有する者の意見書という資料になります。皆様もご存じの通り、営農型太陽光は初回の申請も更新の申請も、知見を有する者、耕作する作物の専門家や実績のある方からのお墨付きが必要となります。●●さんの案件では、高知県

	森林技術センターに携わって頂いております。資料の1欄が森林技術センターのサカキへの関わりについて、2欄が森林技術センターの所見となっております。2欄の通り、1年目は病虫害の影響があり概ね8割をクリアできなかったが、2年目は適切な管理を進めたことで収量クリアできた、3年目は8,9月で10kg以上の収量が見込まれることから48kg以上の収量を期待できる、という内容となっております。以上、これらの内容を踏まえ、更新申請を承認して良いかご審議願います。
会長	事務局より説明がございました。では、受付番号4号と5号について、現地確認に行った池副会長より説明をお願いします。
池副会長	はい。私の方で現地を見てきました。きれいに草も刈られてちゃんと作っていますよ、というのは見えます。しかしながら、素人目に見ても作柄はあんまり良くないのかなという印象を受けました。特に今年の場合はかなり暑かった関係もあり、端の方に枯れた枝もありました。その辺がどうなのかなと思いますけど、2年目のデータを見ますと、収量はこの時期から上向いていますので、超えるか超えないかぎりぎりの線だと思いますけど、収量に関してははいけそうな気がします。物が物ですのであんまり僕らも分からないですけど。
会長	はい、ありがとうございます。
穂積主査	すみません。補足をさせてください。3年目ですけど、具体的にどのくらい収量を上げればクリアできるという話ですが、9月から10月それぞれで9kgから10kg採ったら、48kgを超えそうです。
会長	はい。他にご意見・ご質問はありませんか？平田さんどうぞ。
平田委員	先日私も見せてもらいましたが、話にならんと感じました。来年になったら半分になっちゃうろ。水は溜まっちゃうし。太りやあせず枯れゆう。
池副会長	南の方は枯れていました。
平田委員	たぶん3分の1ばあは枯れると思う。それでええのであればええんやけど。それと収量についてやけど、採れるろうけど品質の保証はできんわ。そりや品質言わんかったらしよいことよ。
西本推進委員	地植えですら今年はどうしてか知らん、根元から枯れゆう。毎年何十本かは枯れますけど、サカキというのは難しくて虫が入るんか分かりませんけど。まあ虫やなくて病気やと思うけど。色見たら黄色いので商品価値的に言うとうどうなのかな。収量については知見者のお墨付きがあるき大丈夫と思うけど、ただ営農というのはお金にして何ぼという考えがあるとするならば、この色を見る限り商品価値としてどうなのかなという心配はある。私は今回現物を見てないので分かりませんが。収量については、知見者が出しちゃうということはねえ。私もこの方存じておりますけど、うちの公民館でも年2回ほど森林センターが来てくれて、県下のサカキを作りゆう人の勉強会の講義に来てくれゆう先生ですので、かなりの権威はあるかと思しますので信用していいのかなと思います。
平田委員	今回認めたらまた3年かね？
池副会長	1年にするかえ？
穂積主査	基本的にこの申請の許可不許可なので、3年認めるか、不許可ですね。あと水たまり

	の話も出ましたが、あそこは元々田ですので雨が降ったらまず溜まるかなあという圃場です。
平田委員	そうよねえ。溜まらあ。根を傷めるろ。
池副会長	ただそれを言い出したら最初からそういうものを植えるべきやないがやきねえ。水はけも良くしてからせないかんわ。
会長	ポットにしたわね。
池副会長	ポットにした。ほんで上にあげたがやき。
穂積主査	最初は地植えでしたよね。その後、指導があつてポットになった経緯だったと思います。
会長	数字的にも去年クリアして今年も大丈夫だろうと、ただ先ほど西本委員が言われたように、品質云々を言われたら何とも言いようがないけんどねえ。
高芝委員	営農型の基本的な考え方よ、皆どう思うちゅう。作って、あげて、金額あげて、それで営農というのがやき。作るだけやったら誰でもできらあ。さっき平田君が言うた通り黄色いのやったらそら収量はいくわ。そこら辺をどう判断するかよ。ただ作っちゅうか作ってないかの判断やったら許可よ。
会長	ただ審査項目に売上いくらは書いてないきよねえ。八割をマークせえというのがやき。年々行きゆうは行きゆうがやき。
高芝委員	そら黄色いのもやったら行くわえ。そこら辺の考え方よ。営農ではないやんか。
会長	審査項目にそれがないき、言いようがないわ。
平田委員	通らんかったらどうなる？
穂積主査	最終的に県で不許可となった場合、撤去となります。撤去費用の見積もりも出してもらっておりまして、それを実行できる資金力も確認しております。
武市委員	森林技術センターから知見が出ちゅうがやき、これには悪いと書いちゃあせなねえ。これを信用していくしかないがやない？
会長	はい、他に意見はありませんか？
池委員	例年見るよりも黄色いがですよ。
平田委員	根がいかなっちゅうろ。
高芝委員	長雨があつて、高温になったきなあ。そら作物は細るわ。稲でもなんでも不作に近いやか。まあ、これで判断するやったら許可するしかないんやないかえ。
西本推進委員	忠雄さんが言うた通り、これで判断するしかないと思う。
武市委員	森林センターの意見を尊重し、良からうということよね。
今井委員	かまいません？私も現地に行かせてもらいましたけど、本当に本人はこれで将来的にずっとやって行くのか、本人の気持ちは前向きなのか。ただ、太陽光があるがためではないかと、つい見てしまいました。結局ポット栽培にしても、この時期ポットも暑くなるし、田んぼやっただいところで、サカキはうんと水嫌いますし。やっぱりそういう面もありますので、このまま収量上げずにずっとやりたいたいということなののでしょうか？
穂積主査	そうですね、それについては何とも言いえないですけど、この前も息子さんとお話しましたが、行政側の指導には応じてくれております。ただし、ここ以外も耕作されてお

高芝委員 会長	ますので、サカキだけで収入を得る気持ちはないと思います。 もう無益なことは言われん。忠雄が言うたろ。県の森林センターの意見を信じて賛成しましょうや。 はい、他にご意見はありませんか？ (意見・質問なし) そうしましたら、議案第3号は許可相当、第4号と第5号についても、先ほど武市委員さんの言われました通り、知見を有する者の意見を尊重し許可相当ということで、農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年9月9日、南国市農業委員会会長瀧田好典、申請受理件数4件、申請受理面積、田 1,419.00 m²、畑 1,434.40 m²、計 2,853.40 m²。まず初めに受付番号15号は田岡委員が代理申請人となっておりますので、先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局、説明をお願いします。
穂積主査 会長	受付番号15号です。議案書10ページ、別紙位置図は8ページをお願いします。申請地は片山の田 837 m²、所有権の移転により製パン業の店舗及び工場への転用です。譲受人は南国市大塚にてパンの工場及び飲食店を営んでおりますが、手狭で不便であるため、申請地に移転し利便性を向上させる計画です。申請地の農地区分は、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙9ページです。全体利用計画は店舗兼製パン工場及び駐車場の設置です。造整計画は建物部分付近を50cm盛土、整地計画はコンクリート舗装及び砕石敷き。進入計画は西側の県道から。排水計画については、雨水は勾配及び集水桝を利用し、申請地の北西及び南西にある水路に排水、汚水は浄化槽を経由し、北側の水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を取得済みです。周囲の状況については、東側農地、西側県道、南側市道、北側農地であり、周辺農地から同意書を取得しておりますので、被害防除措置は不要であると判断しております。被害防除措置は不要であると判断しております。他法令については、開発許可見込み有であることを確認しております。説明は以上です。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

穂積主査	に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。 受付番号14号です。別紙位置図は4ページをお願いします。申請地は前浜の田1388㎡のうち350㎡、賃借権の設定により農業用施設への転用です。申請人は新規就農者です。この度、認定農業者の認定を受けて、申請地の隣でブルーベリーの耕作を開始するに伴い、商品の選別、包装、加工等を行う作業小屋に転用したいとのことです。申請地の農地区分は、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用できない農地ですが、不許可の例外である、農地法施行令第4条第1項第2号イの農業用施設に該当するため立地基準を満たします。続いて土地利用計画について説明します。5ページをお願いします。配置は図の通りです。作業場スペースとトイレ、物置、飲食等のできるアウトドアスペースを配置する計画です。また、後程詳しく説明をしますが隣接農地の営農に支障を与えないよう距離を取って作業小屋を設置し、作業小屋スペース周辺に植栽をする計画となっております。造成及び整地計画については特になく土のまま利用する計画です。進入計画は北側の県道から。排水計画は6ページです。雨水については地下浸透及び集水桝を通して西側の水路に放流、汚水については浄化槽を経由し西側水路に放流する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を取得しております。周囲の状況については、北側県道、西側、青線、赤線を挟み賃借人の耕作する農地、南側賃借人所有地、東側農地であり、申請人より被害防除計画書の提出があります。7ページをお願いします。現地確認において、隣接農地と距離を取って作業小屋を配置すること、地元や南国市の排水同意等を取得していることから、営農に支障はないとの意見を頂いております。他法令については、開発許可不要であることを確認しております。最後に、こちらの案件の資金計画についてご説明します。本案件の資金は、認定新規就農者向けの経営発展支援事業という補助金と青年等就農資金という貸付金で賄う計画です。窓口は当市農林水産課であり、いずれも申請は出ており、補助金については承認の見込み有とのことです。貸付金の方が今のところ審査中と聞いております。この貸付金は、農業振興センター、金融機関、高知県の3つの機関が審査をすることとなっており、農業振興センターと金融機関は承認しているとのことです。県の方は審査が完了していないとのことです。このことから、貸付金については現時点では見込み有とは言えないと農林水産課より回答がありました。よって、こちらの案件は条件付き許可も視野に入れて検討していただけたらと思います。14号の説明は以上です。 次に受付番号16号です。位置図は別紙10ページです。申請地は十市の田、6筆計3,176㎡の内1434.4㎡の一部転用。賃借権を設定して、砂利採取及び採取地への進入路への一時転用です。また、議案書備考欄に記載のある土地を進入路として一体利用します。転用期間は許可日から1年間です。申請地の選定理由は、非耕作地であることと、
------	---

周囲の同意が申請地の農地区分は、農用地区域内の農地及び第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号に該当する一時転用であるため、例外的に立地基準を満たします。つづいて土地利用計画について別紙11ページをお願いします。全体利用計画は砂利採取及びその進入路で、隣接地から2mの幅を取り採取する計画です。2m幅の部分にはメッシュシートを張り、進入防止対策を行います。造成計画については、掘削した表土を申請地内で分散して保管し保管。採取後は採取前の高さと同じになるよう埋め戻しをする計画です。進入計画は、申請地北西側の南国市所有の土地から、一体利用地、通路として一時転用する土地を経由して進入する計画で、隣接する農地を通行することについて、隣接農地所有者から通行承諾を得ております。排水計画については地下浸透です。周囲の状況については、東側同意のある農地、西側賃借人所有農地、南側水路、北側墓地及び山林となっており、周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については砂利採取法の許可見込み有と確認しております。16号は以上です。

次に受付番号17号です。別紙位置図は12ページをお願いします。申請地は大涌乙の田 232 m²、使用貸借権の設定により分家住宅への転用です。申請地の選定理由は現住居が手狭になったことと、近くに住む親族との相互扶助のためとのことです。農地区分は、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙13ページです。全体利用計画は、自己用住宅、駐車場等の設置。造整計画は28cmの盛土、整地計画はコンクリート敷き及び碎石敷き。進入計画は南側市道から、排水計画については、雨水は自然浸透及び集水桝を経由し敷地南東の水路に排水、汚水は浄化槽を経由して雨水同様敷地南東側の水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を取得済みです。また、管轄の土地改良区から本案件について、問題ない旨の意見書が提出されております。周囲の状況については、東側農地、西側宅地、南側市道、北側農地であり、周辺農地から同意書を取得しておりますので、被害防除措置は不要であると判断しております。他法令については、開発許可見込み有であることを確認、排水管及びグレーチング設置のため占用許可の取得を確認しております。説明は以上です。

会長

事務局より説明がありました。ご意見ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

受付番号14号は、青年等就農資金の承認される見込みが立つことを条件とし許可相当、その他の案件は許可相当という意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和6年9月9日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。

清岡次長	事務局、説明をお願いします。 議案第４号農用地利用集積計画について説明します。受付番号９８号です。借入は、５７歳。申請地は前浜の田２筆で、５年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、１０ａあたり約１６,８００円を振込するというものです。 ９９号と議案書１４ページの１００号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、５４歳。申請地は東崎の田４筆で、５年の賃貸借権を更新して、野菜を作るというものです。賃料は、１０ａあたり約９,８００円を振込するというものです。 １０１号です。借人は、４３歳。申請地は、岡豊町小籠の田４筆で、５年の賃貸借権を更新して、野菜を作るというものです。賃料は、１０ａあたり１０,０００円を振込するというものです。 １０２号は農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。申請地は、三島の田１０筆で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。議案書１６ページ、ここからは相対の利用権設定になります。 １０３号です。借人は、６３歳。申請地は、包末の田８筆で、３年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kg相当の金額を現金で支払うというものです。 １０４号です。借人は、６３歳。申請地は、陣山の田２筆で、５年の賃貸借権を更新して、サツマイモ、オクラを作るというものです。賃料は、１０ａあたり１０,０００円を現金で支払うというものです。 １０５号です。借人は、７５歳。申請地は、国分の田で、５年の使用貸借権を更新して、ブルーベリーを作るというものです。 １０６号です。借人は、７５歳。申請地は、八京の田で、５年の使用貸借権を更新して、こんにゃく芋、四方竹を作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。（質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了です。その他議案外報告についてはお目通しを願います。なお、当日配布しております議案外もございますので、そちらもご確認ください。 （午後２時４０分終了） 協議事項 南国市農業振興地域整備計画変更案について（農林水産課） その他事項 地域計画座談会の日程調整について 農地パトロールの日程調整について

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和6年10月8日

会 長

濱田 好典

議事録署名委員

山本 桂

議事録署名委員

森尾 晴代